

再生可能エネルギーの 固定価格買取制度について



平成24年5月
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

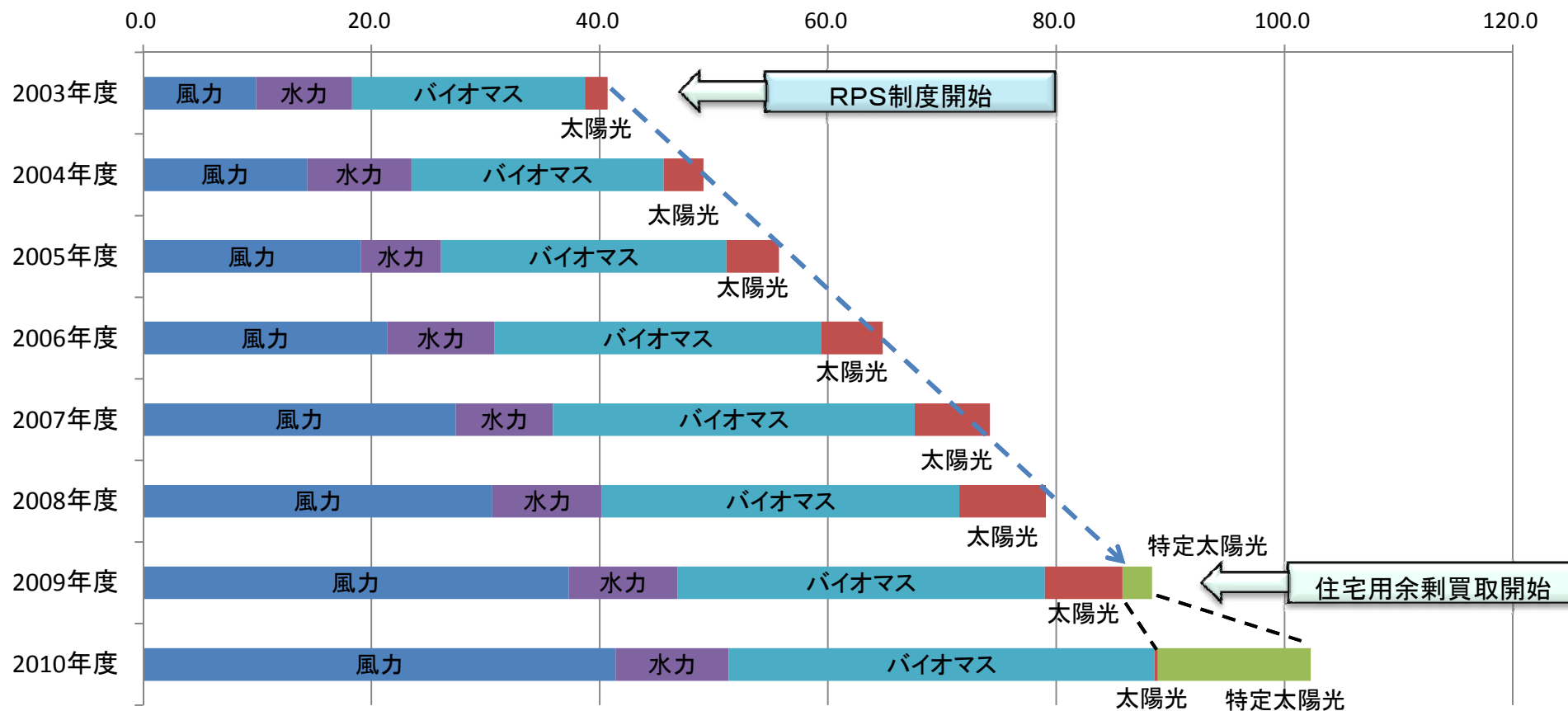
0 背景について



RPS制度の導入と再生可能エネルギー電力供給量の推移

■ 2003年に、電力会社に一定量の再生可能エネルギーの活用を義務づけるRPS制度を導入。その後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増している。

再生可能エネルギー等発電量(電力会社による調達量)の経年変化(億kWh)

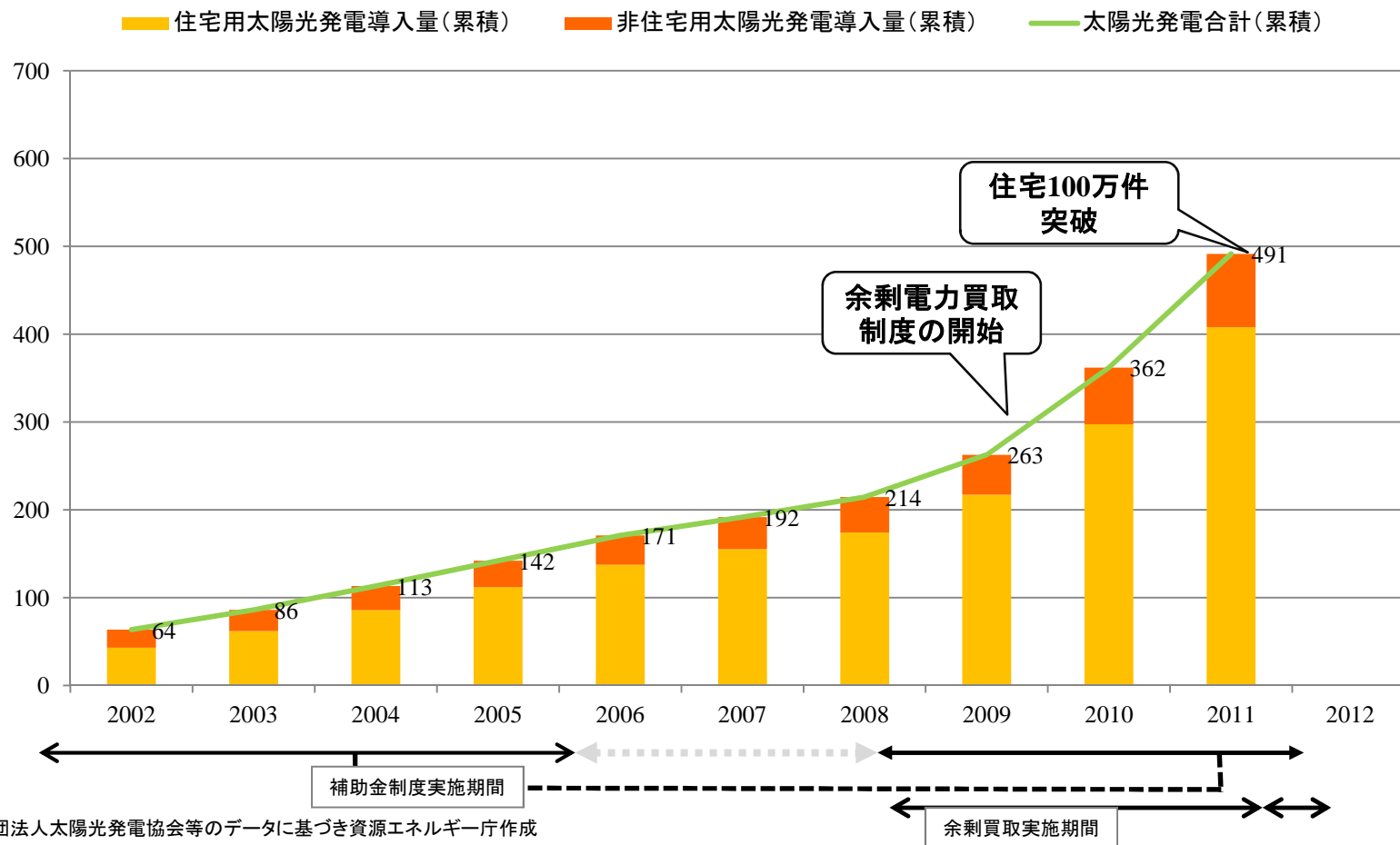


※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したものの。RPS法施行前の電力量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRPS法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。
※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

余剰買取制度の導入と太陽光発電の導入量の推移

■ 2009年には、住宅用太陽光の分野が、余剰買取制度導入により一足先に固定価格による調達に移行。その結果、制度導入前の2008年で累計約214万kW（約50万世帯）だった太陽光発電の導入量が、施行後3年間で491万kW（100万世帯超）へと倍増。

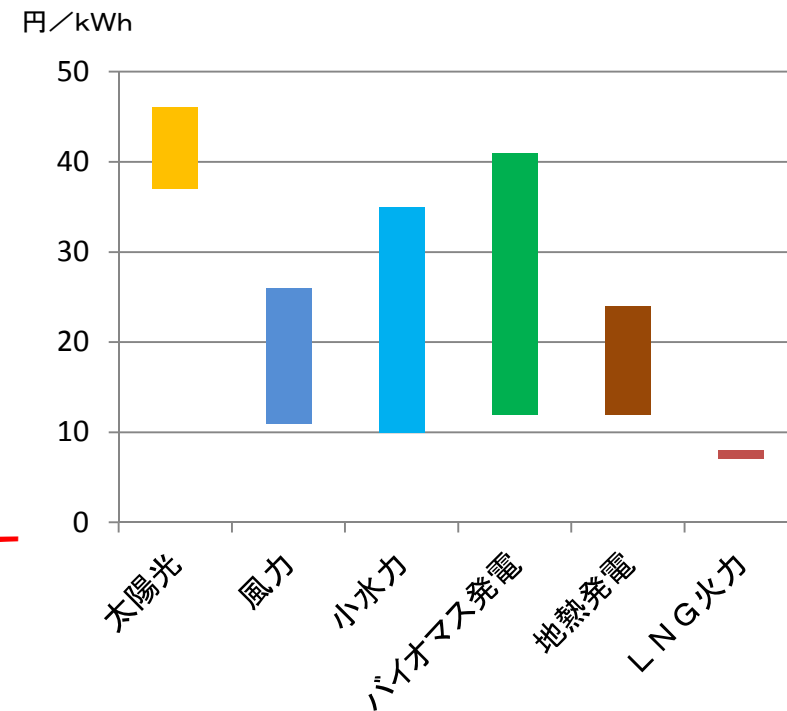
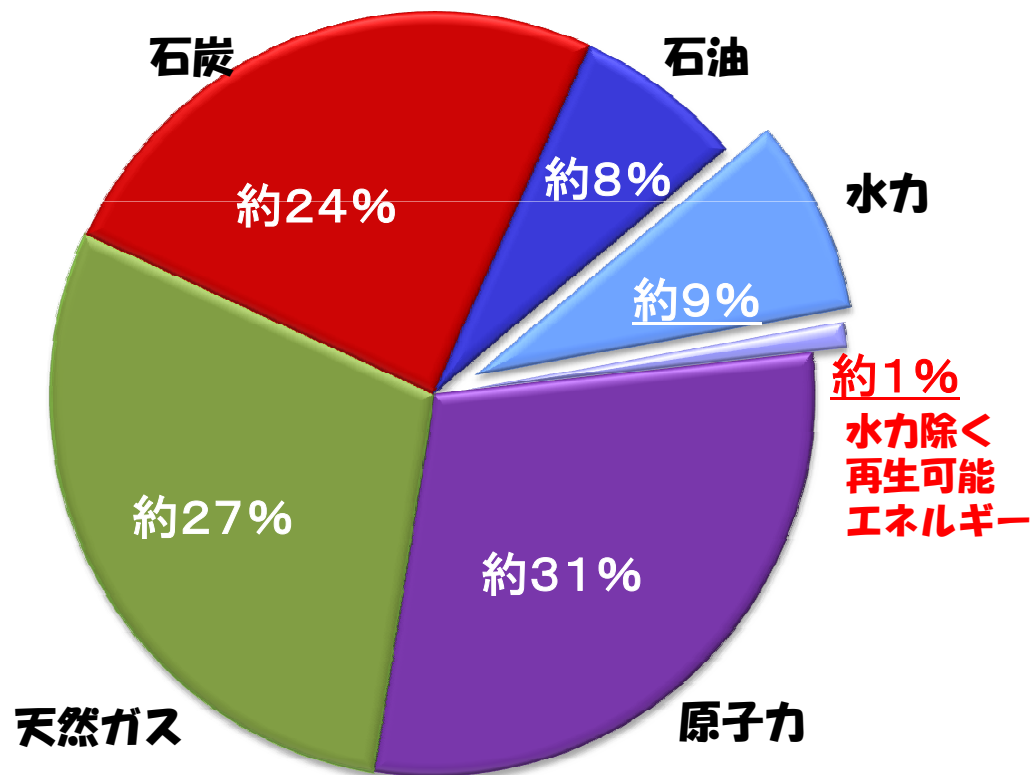
太陽光発電の導入量の推移



出典：一般社団法人太陽光発電協会等のデータに基づき資源エネルギー庁作成

日本の電源構成に占める再生可能エネルギーの導入量

- 2009年度の発電電力量のうち、水力発電を除く狭義の再生可能エネルギーは約1%。コスト高が課題。
- 再生可能エネルギーには、まだまだ潜在力あり。再生可能エネルギー特別措置法（固定価格買取制度：FIT）の施行をきっかけに大幅導入拡大の道筋をつけることが必要。
→ 今年を「再生可能エネルギー元年」に。

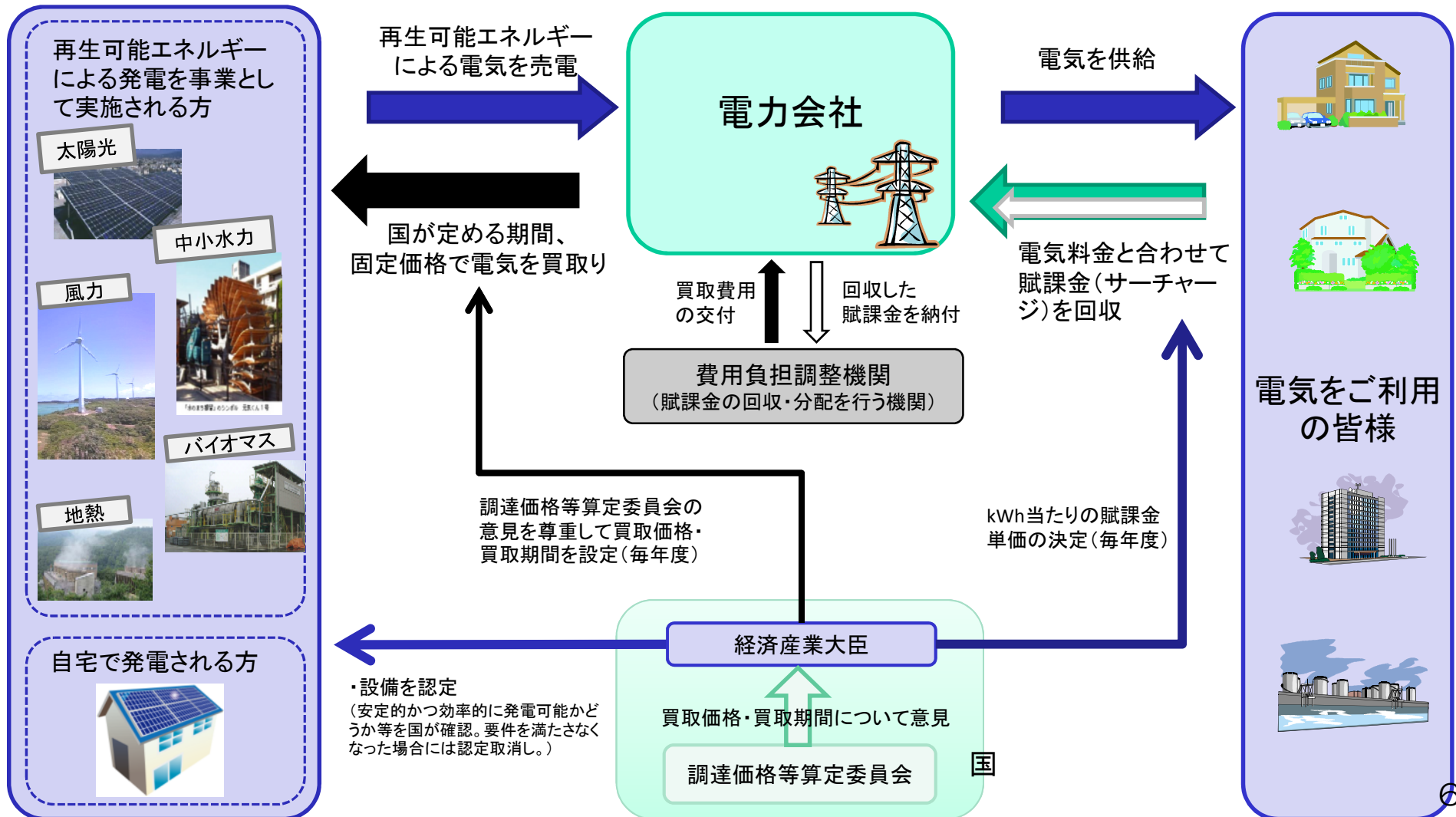


(注)「再生可能エネルギー等」の「等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。

(出所) 資源エネルギー庁「平成22年度電源開発の概要」を基に作成

固定買取価格制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



1 調達価格・調達期間について



- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定める。
- 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重する。
- なお、経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めるに当たり、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議するとともに、消費者問題担当大臣の意見を聴く。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

第3条第5項

経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（中略）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

- 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに定める。
- こうした区分については、経済産業省令で定める。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

- 買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

【参考条文】

第3条第3項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

- 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- その際には以下の3点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」(※)）
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
- なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑦賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないこと

(※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることはされていない。

【参考条文】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間の限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

調達価格等算定委員会：
特措法第31条に基づき設置される委員会。委員は5名で両議院の同意が必要とされている。

<調達価格等算定委員会委員> (http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000015.html)

(座長) 植田和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
辰巳菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長
山内弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
山地憲治	公益財団法人 地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所長
和田 武	日本環境学会会長

第1回平成24年3月6日(火)12:30~14:30

- ・運営規程及び会議の公開について
- ・再生可能エネルギー特措法の概要と調達価格等算定委員会の検討事項
- ・欧州の固定価格買取制度について
- ・我が国における再生可能エネルギーの現状

第2回平成24年3月15日(木)7:00~9:00

- ・コスト等検証委員会の報告書の紹介
- ・買取価格・買取期間に関する論点

第3回平成24年3月19日(月)13:00~15:30

- ・ヒアリング①
- (社)太陽光発電協会 日本地熱開発企業協議会
ソフトバンク(株) 日本商工会議所
- (社)日本風力発電協会 (社)日本経済団体連合会
日本小形風力発電協会

第4回平成24年4月3日(火)13:00~16:00

- ・ヒアリング②
- 公営電気事業経営者会議日本製紙連合会、
全国小水力利用推進協議会、日本繊維板工業会、
グリーンサーマル(株)、電気事業連合会、水King(株)、
東京23区清掃一部事務組合、日本製紙連合会、
バイオガス事業推進協議会、みずほ情報総研

第5回平成24年4月11日(水)10:00~12:00

- ・ヒアリングの結果について
- ・住宅用太陽光発電の買取方法について

第6回平成24年4月25日(水)10:00~12:00

- ・調達価格等算定委員会意見書作成の合意事項
- ・特に議論が必要な論点
- ・回避可能費用について
- ・バイオマス発電について(農水省、国交省より説明)

第7回平成24年4月27日(金)13:00~14:30

- ・調達価格等算定委員会意見書(案) / ・2012年度のサーチャージ額の試算

調達価格・調達期間（案）

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
買取区分		10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
費用	建設費	32.5万円/kW	46.6万円/kW	30万円/kW	125万円/kW	79万円/kW	123万円/kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
	運転維持費 (1年当たり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	—	33千円/kW	48千円/kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
IRR		税前6%	税前3.2% (*1)	税前8%	税前1.8%	税前13% (*2)		税前7%	税前7%	
買取価格 1kWh 当たり	税込 (*3)	<u>42.00円</u>	<u>42円</u> (*1)	<u>23.10円</u>	<u>57.75円</u>	<u>27.30円</u>	<u>42.00円</u>	<u>25.20円</u>	<u>30.45円</u>	<u>35.70円</u>
	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
買取期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年		

(*1) 住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkW当たり3.5万円（平成24年度）の補助金を加えると、実質、48円に相当する。

なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

(*2) 地熱発電のIRRについて

地表調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度かかること、事業化に結びつく成功率が低いこと（7%程度）等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

(*3) 消費税の取扱いについて

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが太宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

調達価格・調達期間（案）

電源		バイオマス						
買取区分		ガス化（下水汚泥）	ガス化（家畜糞尿）	固形燃料燃焼（未利用木材）	固形燃料燃焼（一般木材）	固形燃料燃焼（一般廃棄物）	固形燃料燃焼（下水汚泥）	固形燃料燃焼（リサイクル木材）
費用	建設費	392万円/kW		41万円/kW	41万円/kW	31万円/kW		35万円/kW
	運転維持費（1年当たり）	184千円/kW		27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW		27千円/kW
IRR		税前1%		税前8%	税前4%	税前4%		税前4%
買取価格 1kWh当たり	区分	【メタン発酵ガス化バイオマス】		【未利用木材】	【一般木材（含パーム椰子殻）】	【廃棄物系（木質以外）バイオマス】		【リサイクル木材】
	税込	<u>40.95円</u>		<u>33.60円</u>	<u>25.20円</u>	<u>17.85円</u>		<u>13.65円</u>
	税抜	39円		32円	24円	17円		13円
買取期間		20年						